



和歌山市公報

令和7年（2025年）12月18日
号外第12号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
40	和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	3
41	和歌山市救急医療整備基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	7
42	和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保育こども園課）	8
43	学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	9
44	和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	10
45	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	11
46	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	49
47	和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（人事課）	55
48	特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	56

【 規 則 】

76	和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（保育こども園課）	57
77	和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	58
78	和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	59
79	和歌山市職員等旅費支給条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事課）	60
80	和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事課）	67
81	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	73
82	和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	74

【 告 示 】

383	指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（和歌山城整備企画課）	76
384	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	77
385	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	78
386	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	79
387	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	80
388	令和7年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	81
389	公示送達（令和7年度随時第7期介護保険料督促状及び第5期介護保険料督促状） ・・（介護保険課）	82
390	和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（文化振興課）	83

【 教育委員会告示 】

15	教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	84
----	-------------------------------------	---------	----

【 企業局規程 】

14	和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（企業総務課）	85
15	和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・	（企業総務課）	91

和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第40号

和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例

和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として、職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第2項中「この条例」の次に「（第14条第1項第1号から第3号までを除く。）」を加え、「何級の職務」及び「当該級の職務」を「等級」に、「相当する職務」を「相当する等級」に改める。

第3条第2項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第3項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「場合には、同項」を「場合には、前項」に改め、同条に次の2項を加える。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「前項」を「、前項」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更」を「基づき、その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に改める。

第5条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「旅費は」の次に「、この条例に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に、「その現に」を「、その現に」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「又は車賃」を「及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）」に改め、「場合には」の次に「年度の経過、等級の変更等の後に」を加える。

第11条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第12条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「内国旅行における旅費の種類」を「第7条に規定する内国旅行における旅費の種目」に、「宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第13条第1項中「鉄道賃の」を「鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第14条第1項中「船賃の」を「船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第14条の2中「航空賃の」を「航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第16条第1項中「の額は、別表第1に掲げる定額による」を「は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は、規則で定める額とする」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、規則で定める額（次条及び第22条の3において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第15条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（宿泊手当）

第18条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。

第19条から第19条の3までを次のよう改める。

（転居費）

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条の3第1項第1号及び第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第19条の2 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る日当、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条の3 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額と

する。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第22条の3中「第3章（第39条を除く。）の規定」を削り、同条を第22条の4とする。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第22条の3 宿泊費、包括宿泊費（宿泊費基準額に相当する部分に限る。）、転居費、着後滞在費（日当及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条並びに第17条、第18条、第19条、第19条の2及び第19条の3第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項を次のように改める。

市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

第24条中「旅行命令権者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第24条の2 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の和歌山市職員等旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の和歌山市職員等旅費支給条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第21条及び第22条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市救急医療整備基金条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第41号

和歌山市救急医療整備基金条例

（設置）

第1条 本市における救急医療体制を充実させるため、和歌山市救急医療整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年12月18日掲示済）

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第42号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表名草保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第43号

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

（学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の4」を「100分の10（給与条例別表第2の教育職給料表（3）の適用を受ける者にあつては、100分の4）」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第2条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条の5第2項中「応じて」を「応じ、また、当該教育職員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の「校務類型」とは、学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務とそれ以外の校務とする。

別表第2教育職給料表（1）備考2中「7,700円」を「11,500円を、その等級が4級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第44号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」を第3章の3 林野火災の予防（第30条の8・第30条の9）30条の7）」に改める。

第30条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第53条の3第2項第3号中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第56条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第45号

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第1条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第26条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	等級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		

15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			

76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						

106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）

職員 の区 分	等級	1級	2級	3級	4級
	号給				
		円	円	円	円

1	212,900	259,800	389,400	464,700
2	215,300	261,200	390,900	466,500
3	217,600	262,600	392,300	468,300
4	219,900	264,000	393,700	470,100
5	222,100	265,400	395,100	471,800
6	224,400	266,600	396,500	473,500
7	226,600	267,800	398,000	475,400
8	228,800	269,000	399,400	477,200
9	231,000	270,300	400,700	478,900
10	233,200	271,400	402,100	480,500
11	235,400	272,500	403,600	482,100
12	237,600	273,700	405,100	483,600
13	239,800	275,000	406,400	485,100
14	241,900	276,700	407,900	486,400
15	244,000	278,400	409,400	487,800
16	246,100	280,100	410,900	489,100
17	248,200	281,800	412,300	490,300
18	250,000	283,800	413,900	490,900
19	251,700	286,000	415,500	491,500
20	253,400	288,200	417,000	492,200
21	255,100	290,400	418,200	492,800
22	256,400	292,600	419,600	
23	257,700	294,800	421,000	
24	258,900	296,900	422,300	
25	260,100	298,900	423,900	
26	261,300	300,800	425,300	
27	262,500	302,700	426,600	
28	263,700	304,500	428,000	
29	264,800	306,300	429,400	
30	265,800	308,200	430,700	
31	266,900	310,000	432,200	

32	267,900	311,700	433,700
33	269,000	313,400	435,300
34	270,100	315,200	436,700
35	271,300	316,900	438,300
36	272,600	318,500	439,800
37	273,800	320,100	441,500
38	274,900	321,800	443,000
39	276,100	323,600	444,600
40	277,200	325,300	446,200
41	278,500	326,600	447,700
42	279,500	328,500	449,200
43	280,500	330,300	450,400
44	281,400	332,000	451,600
45	282,000	333,600	452,800
46	282,800	335,500	454,100
47	283,600	337,200	455,300
48	284,400	338,900	456,500
49	285,100	340,600	457,600
50	285,900	342,300	458,800
51	286,600	344,000	460,000
52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200

	62	294,700	360,500
	63	295,500	362,100
	64	296,100	363,500
	65	297,100	365,000
	66	297,900	366,600
	67	298,600	368,200
	68	299,300	369,700
	69	299,900	371,200
	70	300,600	372,800
	71	301,300	374,300
	72	302,000	375,800
	73	302,700	377,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	303,400	378,900
	75	304,100	380,500
	76	304,600	382,000
	77	305,200	383,400
	78	305,800	384,800
	79	306,500	386,200
	80	307,100	387,500
	81	307,600	388,800
	82	308,200	390,200
	83	308,900	391,500
	84	309,600	392,800
	85	310,200	393,900
	86	311,000	395,300
	87	311,700	396,600
	88	312,300	397,900
	89	313,000	399,100
	90	313,800	400,400
	91	314,600	401,500
92	315,400	402,700	

93	315,900	403,900
94	316,700	405,000
95	317,500	406,200
96	318,300	407,400
97	318,900	408,800
98	319,600	409,800
99	320,400	410,800
100	321,100	411,800
101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500

123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	
147	340,800	
148	341,100	
149	341,300	
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	

	153	342,300		
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（2）

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級
		円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900
	2	215,300	236,400	363,400
	3	217,600	238,800	364,900
	4	219,900	241,300	366,300
	5	222,100	243,700	367,700
	6	224,400	246,100	369,000
	7	226,600	248,500	370,300
	8	228,800	251,000	371,700
	9	231,000	253,400	373,100
	10	233,200	255,000	374,400
	11	235,400	256,600	375,700
	12	237,600	258,200	376,900
	13	239,800	259,800	378,100
	14	241,900	261,200	379,400
	15	244,000	262,600	380,600
	16	246,100	264,000	381,800
	17	248,200	265,400	382,800
	18	250,000	266,600	384,000
	19	251,700	267,800	385,200

20	253,400	269,000	386,300
21	255,100	270,300	387,300
22	256,400	271,400	388,500
23	257,700	272,500	389,700
24	258,900	273,700	390,800
25	260,100	275,000	391,800
26	261,200	276,700	393,000
27	262,300	278,400	394,100
28	263,400	280,100	395,200
29	264,600	281,800	396,300
30	265,700	283,800	397,500
31	266,800	286,000	398,700
32	267,800	288,200	399,800
33	268,900	290,400	400,800
34	269,900	292,600	401,900
35	270,900	294,800	403,100
36	272,000	296,900	404,300
37	273,200	298,900	405,500
38	274,100	300,800	406,800
39	275,100	302,700	407,900
40	276,200	304,500	409,100
41	277,400	306,300	410,200
42	278,500	308,200	411,500
43	279,600	310,000	412,500
44	280,700	311,700	413,600
45	281,600	313,400	414,800
46	282,400	315,200	416,000
47	283,200	316,900	417,200
48	284,000	318,500	418,400
49	284,600	320,100	419,500

	50	285,400	321,800	420,500
	51	286,100	323,600	421,800
	52	286,800	325,300	423,000
	53	287,600	326,600	424,200
	54	288,400	328,500	425,300
	55	289,000	330,300	426,400
	56	289,700	332,000	427,500
	57	290,400	333,600	428,500
	58	291,200	335,500	429,700
	59	292,000	337,200	430,900
	60	292,600	338,900	432,100
	61	293,200	340,600	432,700
	62	293,900	342,300	433,500
	63	294,600	344,000	434,200
	64	295,100	345,700	434,700
	65	295,800	347,400	435,000
	66	296,500	348,700	435,300
	67	297,100	350,000	435,700
	68	297,700	351,300	436,100
	69	298,400	352,800	436,400
	70	299,100	354,300	436,800
	71	299,700	355,800	437,100
	72	300,400	357,300	437,400
	73	300,900	358,600	437,700
	74	301,500	360,100	438,000
	75	302,200	361,600	438,300
	76	302,700	363,000	438,600
	77	303,300	364,400	438,800
	78	303,900	365,900	439,100
	79	304,500	367,400	439,400
	80	305,100	368,900	439,600

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の

職員				
	81	305,600	370,200	439,800
	82	306,100	371,500	
	83	306,700	372,800	
	84	307,300	374,000	
	85	307,700	375,200	
	86	308,100	376,400	
	87	308,600	377,500	
	88	309,100	378,600	
	89	309,500	379,600	
	90	310,000	380,700	
	91	310,400	381,800	
	92	310,900	382,900	
	93	311,200	384,000	
	94	311,700	385,100	
	95	312,200	386,100	
	96	312,600	387,200	
	97	312,900	388,200	
	98	313,300	389,200	
	99	313,700	390,100	
	100	314,100	391,000	
	101	314,500	391,800	
	102	314,800	392,800	
	103	315,100	393,600	
	104	315,400	394,500	
	105	315,600	395,300	
	106	315,900	396,200	
	107	316,200	397,100	
	108	316,400	398,000	
	109	316,600	398,800	
	110	316,800	399,800	

111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000
129		413,600
130		414,200
131		414,700
132		415,200
133		415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200
140		417,500

	141		417,800	
	142		418,100	
	143		418,400	
	144		418,700	
	145		418,900	
	146		419,200	
	147		419,500	
	148		419,700	
	149		419,900	
	150		420,200	
	151		420,500	
	152		420,700	
	153		420,900	
	154		421,200	
	155		421,500	
	156		421,700	
	157		421,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600

備考 この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（3）

職員 の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	212,300	233,300	359,200
	2	214,700	235,700	360,800
	3	216,900	238,100	362,400
	4	219,200	240,500	363,700
	5	221,400	242,900	365,100

6	223,600	245,300	366,400
7	225,800	247,700	367,800
8	228,000	250,200	369,300
9	230,200	252,500	370,600
10	232,300	254,100	371,900
11	234,500	255,800	373,200
12	236,800	257,500	374,300
13	239,000	259,000	375,800
14	241,100	260,200	377,200
15	243,200	261,600	378,400
16	245,300	263,000	379,600
17	247,300	264,200	380,700
18	249,100	265,500	381,900
19	250,700	266,600	383,200
20	252,500	267,900	384,300
21	254,200	269,000	385,400
22	255,400	270,000	386,700
23	256,600	271,100	388,000
24	257,700	272,300	389,200
25	259,000	273,600	390,100
26	260,300	275,200	391,300
27	261,400	276,900	392,400
28	262,600	278,600	393,500
29	263,600	280,300	394,800
30	264,600	282,300	396,100
31	265,700	284,500	397,300
32	266,600	286,700	398,500
33	267,800	288,800	399,500
34	268,900	290,900	400,600
35	269,800	293,100	401,800
36	270,900	295,300	403,000

37	272,300	297,200	404,300
38	273,400	299,000	405,600
39	274,600	300,900	406,700
40	275,800	302,800	407,900
41	277,000	304,500	409,100
42	278,200	306,200	410,300
43	279,200	308,000	411,600
44	280,000	309,700	412,900
45	280,900	311,500	413,900
46	281,400	313,100	415,200
47	282,100	314,900	416,500
48	282,700	316,600	417,700
49	283,000	318,000	418,800
50	283,700	319,500	420,100
51	284,400	321,200	421,300
52	285,100	322,800	422,400
53	285,900	324,200	423,600
54	286,600	326,000	424,800
55	287,100	327,700	425,900
56	287,900	329,400	427,000
57	288,600	331,000	428,100
58	289,400	332,900	429,200
59	290,200	334,700	430,300
60	290,800	336,200	431,400
61	291,300	337,900	432,400
62	292,000	339,400	433,000
63	292,700	341,000	433,600
64	293,300	342,700	434,200
65	293,800	344,400	434,800
66	294,500	345,800	435,100

	67	295,100	347,100	435,500
	68	295,800	348,400	435,900
	69	296,300	349,700	436,400
	70	296,800	351,200	436,800
	71	297,400	352,600	437,100
	72	298,100	354,100	437,400
	73	298,800	355,400	437,700
	74	299,300	356,800	438,000
	75	299,900	358,300	438,300
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	300,500	359,700	438,600
	77	301,000	361,100	438,800
	78	301,500	362,500	439,100
	79	302,100	364,000	439,400
	80	302,800	365,500	439,600
	81	303,200	366,800	439,800
	82	303,700	368,000	
	83	304,400	369,200	
	84	304,900	370,400	
	85	305,200	371,700	
	86	305,600	372,800	
	87	306,100	373,800	
88	306,600	374,900		
89	306,900	376,000		
90	307,200	377,100		
91	307,600	378,200		
92	308,000	379,300		
93	308,500	380,300		
94	309,000	381,300		
95	309,400	382,200		
96	309,800	383,300		

97	310,100	384,300
98	310,500	385,200
99	310,900	386,100
100	311,400	387,000
101	311,700	387,700
102	311,900	388,600
103	312,100	389,400
104	312,300	390,300
105	312,700	391,000
106	312,900	391,800
107	313,100	392,700
108	313,300	393,500
109	313,600	394,200
110	313,900	395,100
111	314,200	395,900
112	314,400	396,700
113	314,600	397,500
114	314,900	398,300
115	315,100	399,100
116	315,400	400,000
117	315,600	400,800
118	315,900	401,500
119	316,200	402,200
120	316,400	402,900
121	316,600	403,600
122	316,900	404,200
123	317,100	404,900
124	317,300	405,400
125	317,600	406,000
126		406,600
127		407,200

128	407,800
129	408,200
130	408,600
131	409,000
132	409,400
133	409,900
134	410,200
135	410,400
136	410,700
137	411,000
138	411,300
139	411,600
140	411,900
141	412,200
142	412,500
143	412,800
144	413,100
145	413,300
146	413,600
147	413,900
148	414,100
149	414,300
150	414,500
151	414,700
152	414,900
153	415,100
154	415,300
155	415,500
156	415,700
157	415,900

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 236,900	円 283,200	円 340,600

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	420,700	471,900	525,300
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	422,600	477,200	532,000
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	424,500	482,100	537,100
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	426,300	486,700	541,300
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	428,100	490,700	544,700
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	429,900	494,100	547,900
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	431,700	497,000	550,800
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	433,500	499,500	553,300
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	435,100	501,500	555,300
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	436,600		
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	438,100		
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	439,600		
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	441,100		
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	442,400		
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	443,700		
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	444,900		
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	446,100		
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	447,400		

19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	448,700
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	449,900
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	451,100
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	451,900
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	452,700
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	453,500
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	454,100
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	454,700
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	455,300
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	455,900
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	456,600
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	457,400
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	457,800
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	458,500
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	459,000
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	459,400
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	459,800
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	460,200
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	460,600
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	460,900
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	461,200
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	461,500
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	461,800
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	462,100
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	462,400
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	462,700
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	463,000
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	

	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			

80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500
86	312,500	331,200	355,900	398,800		
87	313,200	332,200	357,400	399,400		
88	313,900	333,200	358,800	400,000		
89	314,600	334,100	360,100	400,300		
90	315,300	335,400	361,300	400,800		
91	316,000	336,600	362,500	401,300		
92	316,700	337,800	363,800	401,800		
93	317,200	339,000	365,100	402,200		
94	318,100	340,300	366,600	402,600		
95	319,000	341,500	368,100	403,100		
96	319,800	342,700	369,500	403,600		
97	320,500	343,900	370,800	404,000		
98	321,400	345,200	372,000	404,500		
99	322,300	346,400	373,100	405,000		
100	323,200	347,600	374,300	405,400		
101	324,100	349,000	375,400	405,700		
102	325,100	349,900	376,500	406,100		
103	326,100	350,900	377,600	406,500		
104	327,000	352,000	378,700	406,800		
105	327,800	353,100	379,900	407,100		
106	328,400	354,200	380,400	407,600		
107	329,000	355,200	381,000	408,100		
108	329,600	356,200	381,600	408,600		
109	330,100	357,400	382,200	408,900		

110	330,600	358,400	382,700	409,400				
111	331,000	359,400	383,100	409,900				
112	331,500	360,300	383,600	410,400				
113	332,300	361,200	384,000	410,700				
114	332,900	362,100	384,400	411,200				
115	333,600	363,000	384,900	411,700				
116	334,200	364,000	385,400	412,200				
117	334,800	365,000	385,800	412,600				
118	335,500	365,400	386,300	413,100				
119	336,200	366,000	386,900	413,500				
120	336,900	366,600	387,400	414,000				
121	337,500	366,900	387,600	414,400				
122	337,800	367,300	388,100					
123	338,300	367,700	388,600					
124	338,800	368,100	389,000					
125	339,100	368,500	389,500					
126		368,900	390,000					
127		369,300	390,500					
128		369,700	391,000					
129		370,100	391,300					
130		370,500	391,800					
131		370,900	392,300					
132		371,300	392,800					
133		371,500	393,100					
134		372,000	393,600					
135		372,300	394,000					
136		372,600	394,400					
137		372,900	394,700					
138		373,300	395,100					
139		373,800	395,600					
140		374,300	396,100					

	141		374,600	396,400							
	142		375,100								
	143		375,600								
	144		376,100								
	145		376,400								
定年前再任用短時間勤務職員		基準									
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、消防官に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	等級 号給	等級			
		1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	

16	352,300	444,200	497,000
17	355,700	445,500	498,800
18	358,800	447,000	500,700
19	362,000	448,400	502,600
20	365,200	449,800	504,500
21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		

	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第4条関係）

福祉保健職給料表

職員 の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200

13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100
14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000
15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900
16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700
17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200
18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000
19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700
20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300
21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000
22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400
23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800
24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200
25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600
26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800
27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000
28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000
29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100
30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300
31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400
32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500
33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200
34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900
35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500
36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200
37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800
38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400
39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900
40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300
41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700
42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900

43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200
44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500
45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800
46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100
47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400
48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700
49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900
50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200
51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400
52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700
53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
66	270,300	326,700	353,100	400,400	425,300
67	270,600	327,500	353,500	401,000	425,600
68	270,900	328,300	354,000	401,500	425,800
69	271,300	328,900	354,200	401,900	426,000
70	271,600	329,400	354,700	402,400	
71	271,900	329,900	355,100	402,900	
72	272,300	330,400	355,500	403,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	272,700	330,800	355,800	403,900
	74	273,000	331,300	356,200	404,300
	75	273,400	331,800	356,700	404,600
	76	273,700	332,300	357,100	404,900
	77	274,000	332,600	357,300	405,100
	78	274,400	332,900	357,600	405,300
	79	274,800	333,300	358,000	405,600
	80	275,100	333,600	358,400	405,900
	81	275,300	333,900	358,700	406,100
	82	275,600	334,200	359,000	406,400
	83	276,000	334,400	359,400	406,700
	84	276,300	334,700	359,800	406,900
	85	276,500	335,100	360,100	407,100
	86	276,800	335,500	360,500	407,400
	87	277,200	335,800	360,900	407,700
	88	277,500	336,000	361,100	407,900
	89	277,800	336,500	361,400	408,100
	90	278,100	336,900		
	91	278,400	337,100		
	92	278,700	337,400		
	93	279,000	337,800		
	94	279,400	338,200		
	95	279,800	338,500		
	96	280,100	338,800		
	97	280,300	339,000		
	98	280,700	339,300		
	99	281,000	339,600		
	100	281,300	339,900		
	101	281,600	340,300		
	102	281,900	340,500		
103	282,200	340,800			

104	282,500	341,200		
105	282,700	341,600		
106	282,900	341,900		
107	283,200	342,200		
108	283,500	342,500		
109	283,800	342,800		
110	284,100	343,200		
111	284,400	343,500		
112	284,600	343,700		
113	284,900	343,900		
114	285,100	344,200		
115	285,400	344,400		
116	285,800	344,700		
117	286,100	344,900		
118	286,400			
119	286,700			
120	287,000			
121	287,200			
122	287,400			
123	287,800			
124	288,100			
125	288,300			
126	288,600			
127	288,900			
128	289,300			
129	289,500			
130	289,900			
131	290,300			
132	290,600			
133	290,800			

	134	291,100				
	135	291,500				
	136	291,800				
	137	292,000				
	138	292,300				
	139	292,600				
	140	292,900				
	141	293,100				
	142	293,300				
	143	293,500				
	144	293,700				
	145	294,100				
	146	294,300				
	147	294,600				
	148	294,900				
	149	295,200				
	150	295,400				
	151	295,700				
	152	295,900				
	153	296,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	
	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	

備考 この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

251,700円
249,100円
246,500円
243,900円
241,300円
238,700円

252,400円
249,800円
247,200円
244,600円
242,000円
239,400円

別表第7中

227,300円
215,400円
203,400円
191,600円
179,800円
165,400円
151,100円
136,800円
122,500円
107,500円
92,700円
77,500円
59,500円
41,100円

を

228,700円
217,200円
205,700円
194,200円
182,700円
168,700円
154,700円
140,700円
126,400円
111,900円
97,400円
82,200円
64,200円
46,200円

に改める。

別表第8中

7,100円
10,000円
12,900円
15,800円
18,700円
21,600円
24,400円
26,200円
28,000円
29,800円
31,600円

を

7,300円
10,400円
13,500円
16,600円
19,700円
22,800円
25,900円
29,100円
32,300円
35,500円
38,700円

に改める。

第2条 和歌山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第26条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次の

ように改正する。

第7条第1項の表中	「	392,000円	を	「	405,000円	に改め、同
	440,000円	455,000円				
	492,000円	508,000円				
	555,000円	574,000円				
	634,000円	655,000円				
	740,000円	765,000円				
	864,000円	893,000円				
	」		」			

条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第21条の3第1項」を「第21条の3第1項及び第2項」に、「第26条第2項及び」を「第26条第2項並びに」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項の表中	「	192,000円	を	「	200,300円	に改め
	219,500円	227,800円				
	260,000円	269,500円				
	279,700円	290,100円				
	294,900円	305,700円				
	320,600円	331,900円				
	362,700円	374,800円				
	396,200円	409,200円				
	448,000円	462,400円				
	」		」			

る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項及び第7項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条（和歌山市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の改正規定を除く。）の規定による改正後の給与条例の規定、第3条（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」と

いう。）第7条第4項の改正規定を除く。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定は令和7年4月1日から、第1条（給与条例第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の改正規定に限る。）の規定による改正後の給与条例の規定（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号。次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）の規定により準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第3条（任期付職員条例第7条第4項の改正規定に限る。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定は令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は第5条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定（会計年度任用職員給与条例の規定により準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定又は第5条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は第5条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定による給与の内払とみなす。

（特別職給与条例の一部改正）

- 4 特別職給与条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。
- 5 特別職給与条例の一部を次のように改正する。
第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。
（和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）
- 6 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。
- 7 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第46号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

等級 号給	1級
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700

27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600

65	259,900
66	260,200

備考 事務補助員その他のこれに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）に適用する。

行政職給料表（2）

等級 号給	1 級
	円
1	242,000
2	243,300
3	244,700
4	246,100
5	247,500
6	248,900
7	250,300
8	251,700
9	253,100
10	254,300
11	255,600
12	256,900
13	258,100
14	259,300
15	260,500
16	261,700
17	262,800
18	263,900
19	265,000
20	266,100
21	267,000
22	268,000
23	269,000
24	270,000
25	271,000

備考 市民相談専門員その他のこれに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

行政職給料表（3）

等級 号給	1 級
----------	-----

	円
1	296,900
2	297,900
3	299,100
4	300,300
5	301,600
6	302,900
7	303,900
8	304,900
9	305,900
10	307,000
11	308,200
12	309,300
13	310,500
14	311,600
15	312,900
16	314,200
17	315,500
18	316,700
19	318,000
20	319,300
21	320,600
22	321,900
23	323,100
24	324,400
25	325,500
26	326,400
27	327,700
28	329,000
29	330,300
30	331,400
31	332,700
32	333,900
33	335,100
34	336,400
35	337,400
36	338,500
37	339,600

38	340,300
39	341,200
40	341,900
41	342,700
42	343,500
43	343,900
44	344,400
45	345,100
46	345,900
47	346,600
48	347,300
49	347,900
50	348,400
51	349,000
52	349,500

備考 研修講師その他のこれに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第2（第4条関係）

福祉保健職給料表

等級 号給	1級
	円
1	212,700
2	214,400
3	216,000
4	217,700
5	219,200
6	220,800
7	222,400
8	224,000
9	225,600
10	227,400
11	229,200
12	230,200
13	231,200
14	232,300
15	233,500
16	234,600

17	235,600
18	236,600
19	237,500
20	238,500
21	239,500
22	240,900
23	242,200
24	243,500
25	244,800
26	246,100
27	247,400
28	248,600
29	249,700
30	250,600
31	251,400
32	252,200
33	253,200
34	254,000
35	254,800
36	255,600
37	256,300
38	257,000
39	257,700
40	258,400
41	259,200
42	259,800
43	260,400

備考 特別支援教育支援補助員その他のこれに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第47号

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第48号

特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

（特別職給与条例の一部改正）

第1条 特別職給与条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

（和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第4条 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職給与条例及び第3条の規定による改正後の和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例又は第3条の規定による改正後の和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職給与条例又は第3条の規定による改正前の和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職給与条例又は第3条の規定による改正後の和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第76号

和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市立保育所条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第9条」を「次条第2項」に改める。

第9条中「、名草保育所」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第77号

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第56条第1号から第6号まで」を「第56条第1項第1号から第6号まで」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号及び第3号」を「同項第2号及び第3号」に、「同条第4号から第6号まで」を「同項第4号から第6号まで」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項の規定による許可を受けている場合は、前項第1号の届出の提出があつたものとみなす。

第14条第1項中「第56条第7号」を「第56条第1項第7号」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第17条の2 条例第30条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）に関し、林野火災の予防上注意を要すると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合及び積雪がある場合は、この限りでない。

（1）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下となったとき。

（2）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報）

第17条の3 火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）に関し、林野火災の予防上危険であると認める気象の状況は、前条に掲げるものに加え、強風注意報が発表されている場合とする。

（林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間）

第17条の4 林野火災注意報及び林野火災警報（以下「林野火災注意報等」という。）の発令対象期間は、1月から5月までとする。

（林野火災注意報等発令時の火の使用制限の対象区域の指定）

第17条の5 条例第30条の8第3項及び第30条の9の規定に基づき指定する区域並びにこれらの規定の適用に伴って指定するものとみなされる条例第30条第5号の区域は、森林法第5条第1項の規定により和歌山県知事が作成する紀北地域森林計画書及び同法第7条の2第1項の規定により近畿中国森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画書（紀北森林計画区）の市域内の対象区域とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第78号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項の消防局に関する事項の表予防課の項に次のように加える。

15 林野火災に関する注意報を発すること。	○					
16 火災に関する警報を発すること。			林野火災の予防を目的とするもの		林野火災の予防を目的とするもの以外	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市職員等旅費支給条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第79号

和歌山市職員等旅費支給条例施行規則等の一部を改正する規則

（和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部改正）

第1条 和歌山市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島以外の」を「本州、北海道、四国及び九州に附属する」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第2条の2 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第19条、第19条の3第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第2条の3 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第13条から第15条までに掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（日当及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当及び宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第17条、第18条、第19条、第19条の2及び第19条の3第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして市長が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第2条の4 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 第2条の2第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第2条の5 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行

について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

第5条及び第6条中「但し」を「ただし」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第9条第1項中「外、」を「ほか、」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第9条の2 条例第13条第1項に規定する規則で定めるものは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するものとする。

（船賃に係る船舶）

第9条の3 条例第14条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第9条の4 条例第14条の2に規定する規則で定めるものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

第10条の見出しを「（日当の定額等）」に改め、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第16条に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

第11条を次のように改める。

（宿泊費基準額等）

第11条 条例第17条に規定する規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

2 条例第17条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第11条の次に次の3条を加える。

（宿泊手当の定額等）

第11条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、別表第5のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、別表第5のとおりとす

る。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第11条の3 条例第19条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1）運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（2）旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他市費による支給が適当でない費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第11条の4 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、市設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第12条の次に次の2条を加える。

（退職者等の旅費の細則）

第12条の2 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

（1）職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の等級の者（職員が市長等であつた場合は、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（2）職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の等級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第12条の3 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

（1）職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

（2）職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第13条中「3級」を「等級が3級」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（通勤手当との調整）

第14条 旅行者が和歌山市職員給与条例第12条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第15条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

別表第2の次に次の3表を加える。

別表第3（第10条関係）

区分	日当（1日につき）
市長	1,650円
副市長、常勤の監査委員及び公営企業管理者	1,500円
等級が9級以下7級以上の者	1,300円
等級が6級以下の者	1,100円

別表第4（第11条関係）

区分	宿泊基準額（1夜につき）	
	市長、副市長、常勤の監査委員及び公営企業管理者	等級が9級以下の者
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円

神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第5（第11条の2関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
本邦（全ての地）	2,400円

（和歌山市職員市内出張旅費支給規則の一部改正）

第2条 和歌山市職員市内出張旅費支給規則（昭和31年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山市職員等旅費支給条例」の次に「（昭和28年条例第14号。第4条において「条例」という。）」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第2条中「および宿泊料」を「、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第4条の見出しを「（宿泊費等）」に改め、同条表以外の部分中「宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条中「次の区分により支給する」を「条例第17条から第18条の2まで及び第22条の3の規定に準じて支給するものとする」に改め、同条の表を削る。

（和歌山市技能労務職員旅費支給規則の一部改正）

第3条 和歌山市技能労務職員旅費支給規則（平成17年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる技能労務職給料表に掲げる等級は、それぞれ当該各号に定める和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表に相当する等級」を「同規則別表第3の区分については、等級が6級以下の者」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市職員等旅費支給条例施行規則（以下「新規則」という。）、第2条の規定による改正後の和歌山市職員市内出張旅費支給規則及び第3条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員旅費支給規則は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第40号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号。以下この項及び附則第4項において「新条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の和歌山市職員等旅費支給条例（以下この項及び附則第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の2及び第12条の3の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則第2条の2から第2条の5までの規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられる場合につ

いて適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第80号

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成17年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員 の区 分	等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800

21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900

	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,300
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	375,800
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	376,300
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	376,800
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	377,200
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	377,700
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	378,200
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	378,700
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	379,100
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	379,600
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	380,100
76	253,600	271,700	303,100	328,700	380,600	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	381,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	381,500	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	382,000	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	382,500	

81	254,800	272,900	305,000	330,000	382,900
82	255,100	273,200	305,500	330,300	383,400
83	255,300	273,500	305,900	330,600	383,900
84	255,600	273,700	306,400	330,800	384,400
85	255,800	273,900	306,700	331,000	384,800
86	256,000	274,100	307,200	331,200	385,300
87	256,300	274,400	307,700	331,500	385,800
88	256,600	274,700	308,000	331,800	386,300
89	256,800	274,900	308,400	332,000	386,700
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		

	112		280,700	316,600		
	113		280,900	316,800		
	114		281,200	317,100		
	115		281,400	317,400		
	116		281,600	317,600		
	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第81号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2講師の項中「3,200円」を「3,340円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第82号

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

等級 号給	1級
	円
1	198,200
2	199,900
3	201,600
4	203,300
5	205,000
6	206,700
7	208,300
8	209,900
9	211,500
10	213,000
11	214,500
12	215,900
13	217,300
14	218,800
15	220,300
16	221,800
17	223,200
18	224,600
19	226,000
20	227,400
21	228,800
22	229,800
23	230,900
24	232,000
25	233,000
26	233,800
27	234,700

28	235,500
29	236,400
30	237,200
31	238,000
32	238,800
33	239,600
34	240,100
35	240,600
36	241,100
37	241,700
38	242,200
39	242,700
40	243,200
41	243,700
42	244,000
43	244,300
44	244,700
45	245,100

備考 清掃作業員、用務員、調理員、校務員、園務員、園舎清掃員、主務調理員、作業員、運転手及び犬捕獲員に適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市告示第383号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区西五反田七丁目7番7号
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
城閣入場及び観覧に係る使用料、歴史資料館入場及び観覧に係る使用料、「日本の名城」及び「全国城跡等石垣整備調査研究会資料」に係る物品売払代金
- 3 指定をした日
令和7年12月11日
- 4 指定の期間
令和7年12月16日から令和8年3月31日まで

（令和7年12月16日揭示済）

和歌山市告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年12月16日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
25-58	岡崎58号線	和歌山市森小手穂 1238番3地先 ～	旧	17.27	3.80 ～ 4.00
		和歌山市森小手穂 1237番4地先	新	17.27	6.00

(令和7年12月16日掲示済)

和歌山市告示第385号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年12月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月3日、同月6日及び同月12日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月4日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月2日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年12月17日揭示済)

和歌山市告示第386号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年12月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年12月5日、同月8日及び同月11日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年12月17日揭示済)

和歌山市告示第387号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年12月18日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月6日及び同月12日	令和7年9月17日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年9月4日、同月5日、同月8日及び同月12日	令和7年9月17日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年12月17日揭示済)

和歌山市告示第388号

令和7年12月17日市議会定例会において議決された令和7年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓
(令和7年12月18日揭示済)

和歌山市告示第389号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	随7期 第5期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和8年1月5日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年12月18日掲示済)

和歌山市告示第390号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月18日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市立和歌の浦アート・キューブ	株式会社大阪共立	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（令和7年12月18日掲示済）

和歌山市教育委員会告示第15号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年12月17日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和7年12月22日（月） 午前10時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 重大事態について
- (2) 重大事態について
- (3) 重大事態について
- (4) 人事案件について
- (5) 人事案件について
- (6) その他

(令和7年12月17日揭示済)

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第14号

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の給与に関する規程（昭和37年水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「4,000円とする」を「4,700円とし、支給方法等については、一般職の職員の例による」に改め、同項ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員の区分	等級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		

19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				

80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						

110	312,600									
111	313,000									
112	313,300									
113	313,500									
114	313,700									
115	314,000									
116	314,400									
117	314,600									
118	314,800									
119	315,100									
120	315,400									
121	315,700									
122	315,900									
123	316,200									
124	316,500									
125	316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年12月18日から施行し、この規程による改正後の和歌山市企業職員の給与に関する規程（附則第3項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行に伴う経過措置については、一般職の職員の例による。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の和歌山市企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年12月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第15号

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年企業局規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（1）

等級 号給	1級
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000

備考 事務補助員、事務員、試験検査補助員、下水道普及活動員に適用する。

企業職給料表（2）

等級 号給	1 級
1	198,200
2	199,900
3	201,600
4	203,300
5	205,000
6	206,700
7	208,300
8	209,900
9	211,500
10	213,000
11	214,500
12	215,900
13	217,300
14	218,800
15	220,300
16	221,800

備考 作業員に適用する。

別表第2 企業職給料表職種別基準表（2）作業員の項中「16号給」を「1号給」、「32号給」を「16号給」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年12月18日から施行し、この規程による改正後の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年12月18日揭示済）